

# 告示

## 埼玉県告示第千四百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和二年十二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
いるか薬局	熊谷市箱田一 ―一二―二	有限会社ユ キ・メデイカ ル	居宅療養管理 指導	令和二年十一月 一日
はるか薬局	所沢市西所沢 一―二三―三	株式会社川越	介護予防居宅 療養管理指導 居宅療養管理 指導	令和二年七月一 日